

## 審査基準整理票

処分名	自転車駐車場駐車料金の還付		
根拠法令名	大津市自転車駐車場条例 (昭和54年12月24日条例第37号)	(条項) 第6条	
基準法令名		(条項)	
所管部署	建設部 建設監理課 駐車場グループ		
標準処理期間	15日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[自転車駐車場駐車料金の還付基準]</p> <p>駐車料金の還付は、同条例同条ただし書の「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当することを基準とし、それは次の事項に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 転勤、疾病等利用者の責に帰さない理由により駐車場の利用ができなくなったとき。 当該申請の申請日を基準日とし、当該駐車料金を月割りによって計算した額に、1月に満たない日数を切り捨てとし、残存期間の月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 駐車料金の納付後に同条例第5条の駐車料金の減免の承認を受けたとき。 当該理由の発生した日を基準日とし、当該駐車料金を月割りによって計算した額に、残存期間の月数を乗じて得た額と1月に満たない日数については日割りによって計算した額を合計して得た額</p> <p>(3) 天災地変による自転車駐車場の損壊等により、自転車駐車場が使用不可能な状態になったとき 当該理由の発生した日を基準日とし、当該駐車料金を月割りによって計算した額に、残存期間の月数を乗じて得た額と1月に満たない日数については日割りによって計算した額を合計して得た額</p> <p>(4) 改築、修繕等により、自転車駐車場の供用を中止したとき。 市長が自転車駐車場の供用を中止した日を基準日とし、当該駐車料金を月割りによって計算した額に、残存期間の月数を乗じて得た額と1月に満たない日数については日割りによって計算した額を合計して得た額</p>			

(5) 利用者本人が死亡したとき。

当該理由の発生した日を基準日とし、当該駐車料金を月割りによって計算した額に、残存期間の月数を乗じて得た額と1月に満たない日数については日割りによって計算した額を合計して得た額

<参考>

**【根拠条例】**

大津市自転車駐車場条例

第6条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。